

規制の事前評価書（金融庁）

1. 政策の名称

海外展開に係る規制緩和

2. 担当部局

金融庁総務企画局企画課保険企画室

3. 評価実施時期

平成 26 年 3 月 13 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

（1）現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

保険会社が、子会社対象会社以外の会社を子会社としている外国保険会社を子会社とする場合については、子会社業務範囲規制適用を5年間猶予してこの間に当該子会社対象会社以外の会社を子会社でなくなるようにするための措置を講じればよいこととされている。

近年、保険会社による外国保険会社の買収に限らず、外国金融機関等の買収も増加しており、今後も買収のニーズが継続して見込まれるところ。このような状況を踏まえれば、保険会社の国際展開を容易にする環境を整備し、保険会社の経営基盤の強化に資する選択肢を増やすため、保険会社が外国保険会社を買収した場合に限らず、外国金融機関等を買収した場合にも子会社業務範囲規制適用を5年間猶予する措置を講ずる必要がある。

なお、銀行法においては既に外国の買収対象会社が銀行の場合に限らず、証券会社、保険会社や金融関連業務子会社の場合についても例外措置の対象とされているところであり、保険会社と銀行について異なる取扱いとする理由は乏しい。

（2）法令の名称、関連条項とその内容

保険業法第 106 条、271 条の 22

（3）規制の新設又は改廃の内容

保険会社が外国金融機関等を子会社とする際に、現に当該外国の子会社対象会社が子会社としている子会社対象会社以外の会社については、子会社とする時点では子会社業務範囲規制は適用せず、5年以内に子会社でなくなるよう所要の措置を講じればよいこととする。

5. 想定される代替案

子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする外国金融機関等を買収した場合には、子会社業務範囲規制を適用しないこととする。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

（1）遵守費用

① 本案

保険会社において、子会社対象会社以外の会社を子会社としてから5年以内に、当該会社を子会社でなくなるような措置を講ずるための費用が発生する。その5年間を超え、当該会社を子会社としてやむを得ず保有しようとする場合には、当該保有に係る期間を延長するため、行政庁（国）に対して承認申請を行うための費用が発生する。

② 代替案

特段の費用は発生しない。

（2）行政費用

① 本案

行政庁（国）において、子会社対象会社以外の会社を子会社として保有する保険会社に対し、当該会社を子会社でなくなるような措置を講じているか、確認するための費用が発生する。当該保険会社から、その5年間を超えて、当該保有をやむを得ず延長しようとする承認申請があった場合には、当該申請に対する審査費用が発生する。

② 代替案

特段の費用は発生しない。

（3）その他の社会的費用

① 本案

特段の費用は発生しない。

② 代替案

保険会社が子会社とした外国金融機関等が子会社としている子会社対象会社以外の会社の経営が悪化した場合等子会社対象会社以外の子会社の保有を原因として保険会社の業務又は財務の健全性に悪影響を与える事態が生じるおそれがあり、適切な保険契約者の保護が図られない。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

① 本案

日本の保険会社が、諸外国の保険会社と外国金融機関等の買収において競合する場合、入札時に子会社対象会社以外の会社を売却するといった条件を付けることがなくなり、国際展開が容易になることから、経営基盤の強化に資する選択肢が増し、経営基盤の強化が図られることが見込まれる。

② 代替案

本案と同程度の便益が見込まれる。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

（1）費用と便益の関係の分析

本案については、遵守費用及び行政費用が発生するものの、いずれも過度な負担を強いるものではなく制度の運用に際して必要最小限の費用であり、実務上の影響は軽微であると考えられる。

さらに、日本の保険会社による外国金融機関等の買収のニーズが今後も継続して見込まれている中で、今般の改正によって当該買収が容易になり、経営基盤の強化に資するという多大な便益が発生することが見込まれる。

これらを総合的に勘案し、本案による改正は適当といえる。

（2）代替案との比較

本案は、代替案と比較し、遵守費用及び行政費用が生じる一方で、代替案では、遵守費用及び行政費用は発生しないものの、子会社対象会社以外の子会社の保有を原因として保険会社の業務又は財務の健全性に悪影響を与える事態が生じるリスクが高まり、保険会社の経営に悪影響を及ぼし、保険契約者の保護を図ることが困難となるおそれがあるといった社会的費用の発生は、保険契約者等の保護の観点から看過することはできない。

したがって、本案が適当と考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

特になし。

10. レビューを行う時期又は条件

「保険業法等の一部を改正する法律」の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

11. 備考

特になし。